

# 尾張旭市建築物耐震改修促進計画（改定版）概要

## 1. 計画改定の背景

尾張旭市（以下、「本市」という。）では、平成20年3月に「尾張旭市建築物耐震改修促進計画」（以下、「当初計画」という。）を策定しました。その後、平成28年3月に一部を改定し、令和2年度までに住宅の耐震化率95%を目指し、耐震化を図ってきました。しかし、国や愛知県において、現状の耐震化率の達成状況から現在設定されている目標を5年間スライドさせて、令和7年までに耐震化率95%、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することが目標とされたことを踏まえ、新たに建築物耐震改修促進計画の見直しを行いました。

## 2. 計画の基本的事項

対象区域：本市全域とします。

計画期間：令和3年度～令和12年度までとします。

対象建築物：下表に示す住宅、耐震診断義務付け対象建築物特定既存耐震不適格建築物を含む建築物とします。

住宅		〇戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
建築物	耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物
		要安全確認計画記載建築物
	特定既存耐震不適格建築物	

## 3. 耐震化の現状と課題

住宅や耐震診断義務付け対象建築物、特定既存不適格建築物の現状（令和2年度）の耐震化状況は下表のとおりです。住宅の耐震化率は、当初計画時\*（69%）旧計画時\*（74%）と、耐震改修などにより、耐震化率は向上していますが83%にとどまっています。耐震化が思うように進展していない理由としては、昭和56年以前に建築された住宅には、高齢者が居住している可能性が高いこともあり、耐震性に問題をかかえながらも、対策を講じることができずに生活を続けていることが考えられます。

\*当初計画時と旧計画時は、現状の耐震率では算出方法が異なります。

対象建築物	項目	令和2年度
住宅	耐震化率	83%
耐震診断義務付け対象建築物	耐震診断未実施の対象建築物	0棟
特定既存耐震不適格建築物	①	25棟
	②	8棟
	③	8棟
	ブロック塀等	0箇所

## 4. 耐震化・減災化促進の具体的な施策

本市では、昭和56年以前に建築された木造住宅への無料耐震診断や耐震改修費補助、除却費補助、段階的耐震改修費補助、耐震シェルターの整備費補助、ブロック塀等撤去工事費の補助、PR活動などの対策を行ってきており、令和2年度からは、新たに代理受領制度など支援を強化してきました。今後は、国や愛知県が掲げる目標（令和7年度までに住宅の耐震化率を95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消）を踏まえ、以下に示す本計画の目標達成に向け、新たな補助制度の創設や補助金額の見直しなどにより、引き続き耐震化・減災化促進に取り組んでいきます。

目標	令和7年度まで ⇒ 住宅の耐震化率を95% 令和12年度まで ⇒ 耐震性が不十分な住宅を概ね解消
----	---

